

第16回 Re-Seed セミナー

「不動産特定共同事業の基礎知識と改正法案の概要」

■開催日時：2017.5.19（金）15：00～17：00

■講師：国土交通省 土地・建設産業局 不動産市場整備課

不動産投資市場整備室 課長補佐 宮城栄司 氏

■講座概要：東日本大震災後の建物の耐震性に対する社会的関心の高まりや、平成28年11月に我が国が締結したパリ協定に基づく温室効果ガス削減目標の達成を目指す中で、老朽化した建築物の耐震化促進及び環境性能向上は喫緊の課題となっています。

不動産特定共同事業とは、投資家から出資を受けて、不動産の取引を行い、その収益を投資家に分配する事業です。不動産特定共同事業法は平成25年に改正され、特例事業が新設されました。改正法施行から平成28年度末までの特例事業の実績は44件、総事業費は約1,500億円と順調に推移しており、今後ますます建築物の耐震化や老朽不動産の再生への活用が期待されます。

本セミナーでは、特例事業や不動産特定共同事業の許可基準などの概要について、不動産証券化の基礎知識とともに、平成29年3月3日に閣議決定された「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案」の内容についても、国土交通省の不動産特定共同事業法を所管する課の担当者からお話いただきました。

